



令和2年7月6日

各 位

会社名：フクビ化学工業株式会社
代表者名：代表取締役社長 八木 誠一郎
(コード：7871 東証・名証第2部)
問合せ先：取締役経営戦略本部長 豊嶋 雅子
(TEL：0776-38-8071)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、令和2年6月18日（木）に開催された取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	令和2年7月13日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 53,000 株
(3) 処分価額	1株につき 465 円
(4) 処分総額	24,645,000 円
(5) 処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及び その人数並びに割り当てる 株式の数	取締役（社外取締役を除きます）5名 53,000 株
(8) その他の	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づき有価証券通知書を提出しております。

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、令和元年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、令和元年6月19日開催の第85期当社定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の交付のために対象取締役に対して年額100百万円（総額）以内の金銭報酬債権を支給すること、年100,000株（総数）以内の当社普通株式を交付すること等につき、ご承認をいただいております。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役に対し本自己株式処分につき現物出資財産として払い込むことを条件に金銭報酬債権合計24,645,000円を支給することを決議するとともに、対象取締役に対し本自己株式処分を行うことを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、後記3のとおり、譲渡制限期間は退任日までの期間としております。

3. 謙渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象取締役は個別に謙渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

（1）謙渡制限期間

対象取締役は、払込期日である令和2年7月13日から退任する日までの期間中は、本自己株式処分により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について謙渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

（2）謙渡制限の解除

当社は、対象取締役が謙渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、謙渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部についての謙渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

謙渡制限期間が満了した時点において謙渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

また、謙渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式について、謙渡制限期間中の謙渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、対象取締役が専用口座を開設し、管理される。なお、当該証券会社は野村證券株式会社を予定している。

（5）組織再編等における取扱い

当社は、謙渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、謙渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謙渡制限を解除する。また、この場合、当社は、上記により謙渡制限が解除された直後の時点においてなお謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

割当予定先に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値といたします。

これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上